

官報

号外

昭和四十一年三月十八日

第五十二回 参議院會議録第十六号

昭和四十一年三月十八日(金曜日)

午前十時十八分開議

○議事日程 第十八号

昭和四十一年三月十八日

午前十時開議

- 第一 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 国務大臣の報告に関する件(昭和四十一年度地方財政計画について)
- 第四 地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(趣旨説明)
- 第五 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第二 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第三 国務大臣の報告に関する件(昭和四十一年度地方財政計画について)
- 一、日程第四 地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政

の特別措置に関する法律案(趣旨説明)
一、日程第五 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同 梶原 茂嘉君
同 小山邦太郎君
同 青柳 秀夫君
同 小酒井義男君
同 羽生 三七君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同 柳田桃太郎君
同 田村 賢作君
同 和田 鶴一君
同 佐多 忠隆君
同 山本伊三郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
同 物価等対策特別委員 森 八三一君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同 大竹平八郎君

物価等対策特別委員

同 山本 杉君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業組織法案(田中武夫君外十八名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案

同日本院は、衆議院議員千葉三郎君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員中野四郎君が在外財産周題審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員稲葉修君、同松本七郎君及び参議院議員林屋貞次郎君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員小川平二君、同小淵恵三君、同金丸徳重君、同坂村吉正君、同高田富之君、参議院議員木暮武太夫君、同中村英男君及び

同八木一郎君が参議院振興審議会委員に就くことができるのと議決した旨内閣に通知した。

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同 柳田桃太郎君

同 杉原 荒太郎君

同 植竹 春彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同 梶原 茂嘉君

同 藤田 正明君

同 小山邦太郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

都市鉄道整備促進法案(野間千代三君外十七名提出)

踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案(久保三郎君外八名提出)

去る十三日議長は、議員大野木秀次郎君に対しききに議決した弔詞を贈呈した。

去る十四日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

同日議員から左の質問主意書が提出された。

スペインにおける水爆機B52の墜落事件とアメリカの日本への核もちこみについての質問主意書(鈴木市蔵君提出)

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同 和田 鶴一君

同 田村 賢作君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同 藤田 正明君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同 植竹 春彦君

名した。

予算委員

同 青柳 秀夫君

同 植竹 春彦君

同 杉原 荒太君

同 田村 賢作君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

物価等対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

物価等対策特別委員

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

電波法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

一昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

同 杉原 荒太君

同 山本伊三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 柳田桃太郎君

同 瀬谷 英行君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 山本伊三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 山本伊三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 山本伊三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 山本伊三郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

スペインにおける水爆積載機B52の墜落事件とアメリカの日本への核もちこみについての質問主意書(鈴木市蔵君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十二日付をもつて大蔵省国際金融局長事務代理村井七郎君は同事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁調整局長宮沢鉄蔵君の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同 鬼木 勝利君

同 渋谷 邦彦君

同 柏原 ヤス君

同 永岡 光治君

同 久保 等君

同 田代富士男君

同 松野 孝一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同 柏原 ヤス君

同 田代富士男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同 鬼木 勝利君

通信委員

同 永岡 光治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同 渋谷 邦彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

経済企画庁調整局長事務代理 田中 弘一君

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁調整局長事務代理田中弘一君外一名(前掲議長承認)を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

〇議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。

日程第一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、

日程第二、郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に関する法律の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

〇議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長田中一君。

「審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載」

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月十一日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

郵便振替貯金法目次中「郵便振替貯金法目次」を「郵便振替貯金法目次に、特殊郵便振替貯金」を「特

殊郵便振替に、「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

題名を次のように改める。

郵便振替法

本則(第三条を除く)中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に、「貯金」を「預り金」に、「貯金残額」を「預り金残額」に改める。

第三条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に、「貯金の払出及びその貯金の利子の支払」を「預り金の払出し」に改める。

第六条第二項中「外国郵便振替貯金」を「外国郵便振替」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第一号中「払込金額千円以下の場合三十五円」を「払込金額五百円以下の場合三十五円」を「同 五百円をこえ、千円以下の場合 三十円」に改め、同条第二号中「三十円」を「十五円」に改め、同条第三号中「払出金額千円以下の場合 四十円」を「払出金額五百円以下の場合 四十円」を「同 五百円をこえ、千円以下の場合 三十円」に改める。

第二十条第三項中「又は代金」を削る。

第二十七条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

前項の用紙は、省令で定めるところにより、無償で払込人又は加入者に交付する

第五章 特殊郵便振替貯金 特殊郵便振替に改める。

第六十九条中「若しくは代金」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に存する郵便振替貯金の口座、貯金又は貯金残額は、それぞれ改正後の

の郵便振替法による郵便振替の口座、預り金又は預り金残額とみなす。

(関係法律の一部改正)

3 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

4 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項並びに第六十四条第一項及び第四項ただし書中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

5 財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

6 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条ただし書、第十八条及び第二十六条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

7 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

8 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

9 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

10 簡易郵便法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を改正する法律案外一件

号)の一部を次のように改正する。

第六条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

第十号中「郵便振替貯金法」を「郵便振替法」に改める。

11 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

12 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

13 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

14 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

15 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

16 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九号第一項第一号中「郵便振替貯金」を削る。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に

関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月十一日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に

関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に

関する法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則

〔田中一君登壇、拍手〕

○田中一君 ただいま議題となりました二法案につ

きまして、通信委員会における審議の経過並び

に結果を御報告いたします。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案は、郵

便振替貯金は、送金及び債権債務の決済の手段で

ありまして、郵便貯金の一種としての要素に乏し

い実情にかんがみ、この際、郵便振替貯金の利子

を廃止し、そのかわりに各種の料金を大幅に引き

下げようとするものであります。

次に、郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき

所に関する法律の一部を改正する法律案は、最近

における労賃その他の諸経費の増高等を勘案して、

完りさばき手数料を引き上げ、ことにその最低

保障額をも改定して、完りさばき人の利益をは

かろうとするものであります。

通信委員会におきましては、郵政当局に対し、

熱心な質疑を行ない、慎重審議をいたしました

昭和四十一年三月十八日 参議院會議録第十六号

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案外一件 国務大臣の報告に関する件(昭和四十一年度地方財政計画について、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(趣旨説明))

二七〇

かくて両案の賛成を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して光村委員より、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付して賛成する旨の意見が述べられ、討論を終了し、採決の結果、多数をもって附帯決議を付して原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に関する法律の一部を改正する法律案について、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、国務大臣の報告に関する件(昭和四十一年度地方財政計画について)、並びに、

日程第四、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(趣旨説明)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。自治大臣の報告及び趣旨説明を求めます。永山自治大臣。

〔国務大臣永山忠則君登壇、拍手〕

○国務大臣(永山忠則君) 昭和四十一年度の地方財政計画並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案について、その趣旨と内容の概略を御説明申し上げます。

昭和四十一年度は、経済の不況に伴う地方税等一般財源の伸びの鈍化に加え、国、地方を通じ平年度三千数百億円に達する大幅減税を断行することとなりましたので、歳入においては、例年のような増加が期待できない反面、給与関係経費、社会保障費等、義務的経費の増高は著しく、加えて、景気刺激のため、公共事業費等、投資的経費を大幅に増額する必要がありますので、現状のままでは、地方団体が、その財政の健全性を保持しつつ、住民福祉の増進をはかってゆくことは、きわめて困難であると考えられるのであります。このような客観情勢にかんがみ、明年度の地方財政につきましても、国、地方を通ずる財源の中において極力地方財源を確保することにより、地方団体が財政の健全性を保持しつつ、公共投資の増大、社会保障の充実等、当面必要とする施策を行なうことができるよう、所要の措置を講ずることとしたのであります。

次に、以下順を追って、その概要について御説明申し上げます。

まず第一は、地方財政計画についてであります。すなわち、計画策定の具体的方針といたしましては、

第一に、地方税負担の軽減合理化を推進しつつ、行政水準の引き上げをはかるため、一、住民税所得割を中心として負担の軽減をはかり、二、国税及び地方税の減税に伴う減収を補てんし、地方財源を充実するため、地方交付税率を

二・五％引き上げて三・二％とするともに、昭和四十一年度限り臨時地方特例交付金四百十四億円を交付すること、三、法人税率引き下げ等による減収を回還するため、住民税、法人税割りの税率等について所要の調整を行なうとともに、四、土地に対する固定資産税及び都市計画税について税負担の均衡化を漸進的に確保しつつ、都市開発の促進に資するため、税負担の調整措置を講ずることとしたのであります。

第二に、経済の安定した成長と均衡ある発展を達成するため、公共投資の増大をはかるものと、公共事業等の円滑な消化をはかるため、地方債を大幅に増額いたしました。

第三に、社会開発を推進し、地域格差の縮小をはかるため、辺地事業債を増額するとともに、引き続き地方交付税を財政力の弱い地方団体に傾斜的に配分することとしたのであります。

第四に、行政の広域的処理を推進し、行政の効率化を徹底することにより、経費の効率的利用を促進したいと考えております。

また、国庫補助負担金制度の合理化をはかり、地方団体の超過負担を解消することについて特に努力いたしましたのであります。

なお、国民健康保険事業会計と地方公営企業会計の悪化は、これらの事業の運営を困難ならしめているほか、普通会計の健全運営にも支障を与えておりますので、これらの事業会計を健全化するため必要な措置を講ずることにより、普通会計の健全化に資することとしたのであります。

以上の方針のもとに、昭和四十一年度地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四兆三千四百八十八億円となり、その前年度に対する増加は五千二百二十七億円、一四・五％となるのであります。

次に、歳入及び歳出のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、歳入についてであります。その一は、地方税収入であります。ただいま申し上げましたとおり、明年度は経済の現況から自然増収について多くを期待できないのであります。が、現下の情勢にかんがみ、地方税についても負担の軽減合理化をはかることといたしました結果、前年度に対する増加額は七百九十三億円、増加率は五・三％にとどまっております。この結果、明年度の地方税の総額は一兆五千七百四十一億円となっております。

その二は、臨時地方特例交付金及び地方交付税であります。明年度の地方財政事情にかんがみ、地方交付税率を二・五％引き上げ、三・二％といたしました。が、なお、不足する財源に対し、昭和四十一年度限りの措置として四百十四億円の臨時地方特例交付金を交付することとしたのであります。

その三は、地方債であります。明年度は、景気対策の見地から、公共事業費等が大幅に増額されることとなりましたが、すでに申し上げましたように、一般財源については多くの増加を期待できない状況にありますので、昭和四十一年度限りの措置として特別事業債千二百億円の発行を認めることといたしました。この結果、昭和四十一年度の地方債の発行予定額は六千七百億円となり、前年度と比較して千八百五十八億円の増加となります。このうち地方財政計画に算入いたしますのは、一般会計債千四百四十五億円、特別地方債のうち一般会計分二百五十億円及び特別事業債千二百億円の合計二千八百九十五億円であり、前年度と比較して千二百六十五億円の増加となっているのであります。

第二は、歳出であります。

その一は、給与関係経費であります。給与費につきましては、一、給与改定の平年度化及び昇給に伴う経費、二、警察官、高等学校の教職員及び消防職員等の職員の増加に要する経費等を見込み、前年度比較千六百七十七億円の増の千六百七十九億円を計上いたしましたのであります。

その二は、一般行政経費であります。この一般行政経費のうち、国庫補助負担金を伴

る経費は、総額四千七百七十一億円と見込まれ、前年度に比し六百六十四億円増加いたしました。また、国庫補助負担金を伴わない経費については、一般行政事務の増加等の事情を勘案して必要額を増額し、これに事務処理の効率化等による経費の節減合理化を見込んで、前年度比二百十八億円増の三千五百四十四億円を計上いたしましたのであります。

その三は、投資的経費であります。

すでに申し上げたとおり、政府は、経済の現状を考慮して、明年度の国庫予算におきましては、公共事業費の大幅増額を行なうこととしたのであります。公共事業費の大部分は、地方団体の手を通じて実施されます関係で、地方財政計画におきましても、投資的経費を大幅に増額いたしました次第であります。すなわち、国の直轄事業に対する地方団体の負担金は、前年度に比し七十一億円増加し、六百十億円、国庫補助負担金を伴うものにつきましては、道路整備事業、住宅対策費及び災害復旧事業費等の増加により、前年度に比し千七百四十六億円の増加となり、総額は九千二百六十八億円と見込まれます。また、国庫補助負担金を伴わない地方単独の事業費につきましても、道路その他の産業基盤施設、住宅等の生活環境施設等の整備に要する経費を中心として増額をはかりました結果、前年度に比し、七百七十億円の増加となり、その規模は五千七百五十億円となったのであります。

以上が、昭和四十一年度の地方財政計画の概要であります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案、及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案の要旨であります。

昭和四十一年三月十八日 参議院会議録第十六号

あります。国税三税に対する地方交付税の率は、昭和四十一年度において百分の二九・五と改められたのであります。すでに申し上げましたような地方財政の事情を考慮して、明年度からこれを二・五引き上げ、百分の三十二に改めることとしたのであります。

その二は、人口急減団体に對する補正の新設であります。明年度の地方交付税の算定にあたりましては、昭和四十一年十月一日に行なわれましき国勢調査の結果による人口を用いることとなるのであります。地方団体の中には前回の国勢調査に比して著しい人口の減少を来しているものが相当数あります。これらの地方団体は、急激に地方交付税の額が減少することとなり、行政水準の低下が予想されますので、これを避けるため明年度から昭和四十一年度までの間に限り、基準財政需要額の激変を緩和するための補正を設けることとしたのであります。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の要旨であります。

その一は、臨時地方交付金の交付に関するものであります。

まず、総額四百十四億円の臨時地方交付金のうち、二百四十億円を第一種特別交付金とし、百七十四億円を第二種特別交付金といたしております。第一種特別交付金は、住民税減税に伴う減収額の補てんに充てるため、都道府県分七十億円、市町村及び特別区分分七十億円に区分して、それぞれ、前年度中におけるその区域内の製造たばこの売り渡し本数で総額を案分して交付することとし、また、第二種特別交付金は、昭和四十一年度分の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる都道府県に對して、同年度分の普通交付税とあわせて交付することとしたのであります。

その二は、昭和四十一年度分の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例に関する事項であります。

明年度における基準財政需要額の算定について

は、一、河川事業費、道路事業費等の公共事業費の地方負担に要する経費の財源として、地方債が大幅に増額されることに伴い、投資的経費にかかると、関係費目の単位費用を改めるとともに、測定単位及び測定単位の数値の補正方法について必要の特例を設け、二、市町村民税減税補てん債の漸減に伴い、後進市町村の財源を確保するため、市町村分「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものの単位費用の引き上げ、市町村における清掃関係経費を充実するため、「清掃費」の単位費用の引き上げをはかることと、三、生活保護基準の引き上げ等により増加する社会保障関係経費、給与改定の平年度化等により増加する給与関係経費、その他制度改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を引き上げることとしたことが、そのおもな点であります。なお、今後測定単位の数値の補正方法を定めるに際し、後進地方団体への財源の傾斜配分については特に意を用いてまいり所存であります。また、基準財政収入額につきましては、第一種特別交付金の交付に伴い、普通税と同様に、これを昭和四十一年度分の基準財政収入額に算入する旨の特例を設けることとしたのであります。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

議長(重光雄三君) ただいまの報告及び趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。鈴木善喜君。

〔鈴木善喜君登壇、拍手〕

○鈴木善喜君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいまの説明のありました昭和四十一年度地方財政計画と、地方交付税法の一部改正案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案につきまして、若干の質疑をいたしたいと思ひます。

私は、昭和三十一年度の地方財政計画以来、毎年国会に出された地方財政計画を見てまいりましたが、いつの地方財政計画においても、地方行政水準の向上と、地方財政の強化、健全化をうたいながら、その実、これらの目標とは著しくかけ離れ、単に政府のそのときどきの施策と、国の予算に合せて収支のバランスをとったということだけのものであつて、地方財政計画の名に値しないものであることに、強い不満を持つてまいつたのであります。今度で十度目、この昭和四十一年度地方財政計画を検討するに及んで、不満というよりは、地方財政の将来に對する大きな不安、そして強い憤りをさえ覚えたのであります。歳入歳出の総額四兆一千三百四十八億円、投資的経費の積極的拡大と社会保障の充実とをはかつたとして、史上最大の規模の計画として示されておりましたけれども、その内容は、それこそ、史上最悪の地方財政計画と称すべきものであります。この計画に見られるものは、地方財政の悪化がますます深刻化し、赤字財政、借金財政の路線が明確に打ち出され、不健全財政の性格をはつきり露呈をし、地方財政はすでに危機、いな、破局的な段階に立ち至つてゐるということであり、地方財政の悪化の様相は、すでに昭和三十一年度決算にあらわれてまいりまして、三十八年度、三十九年度と、次第に、赤字財政、不健全財政の性格を浮き彫りにしてきたのであります。四十年度的においては、昨年の秋、給与改定財源の措置をめぐつて大きな問題となり、ついには地方財政計画の破綻というより、最悪の事態になつたことは、皆さまの記憶に新しいところであり、もともと地方財政は、構造的に、弱さ、もろさがかかえてゐるのに加へまして、国の経済政策、財政政策の失敗による深刻かつ長期にわたる不況のあおりを受けて、税の減収、交付税の減等、著しく窮迫の度を加えてきてゐるに、そしてまた、一方においては、新たな財政需要が要請される現在に

国務大臣の報告に関する件(昭和四十一年度地方財政計画について)、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(趣旨説明)

昭和四十一年三月十八日 参議院會議録第十六号

国務大臣の報告に關する件(昭和四十一年度地方財政計画について)、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案(趣旨説明)

二七二

おいて、地方財政の立て直し、その財源の強化のために、抜本的な対策が講じられなければならないのに、政府の措置はいつも思いつきで、その場しのぎ、こう薬ばりで、そのときどきのその場をつくらうという、そういうようなことを繰り返してまわつたのであります。しかも、そのころ薬ばりというふうなことも、動脈硬化にあたかも何とかパスというものを張りつけてごまかすというふうな、こういうごまかしが繰り返されてきた結果、いま見るような地方財政の状況になつてしまつたのであります。こうしたときに、さらに政府は、不況対策と称して、明年度予算に多額の公債を発行し、減税を行なうとともに、公共投資を大幅にふやし、これによつて景気上昇をはかりうとして、地方団体をせき立て、公共事業を大幅に拡大をし、その政策に協力させようとしております。あれわれは、この大幅な公債導入という政府の財政政策には賛成できないものであります。それはともかくとして、かりに政府がこのような政策をとる場合、公共事業のほとんど全部は地方団体の手によつて行なわれ、それには必ず多額の地方負担を伴うものであり、事業の拡大は、とりもなおさず、地方の大きな財政負担となるということを考えなければなりません。地方団体がこの政策に協力し、大幅な公共事業を受け入れようとしても、現在の地方の税財政の仕組みとその能力からいいますならば、とうてい、そのまま受け入れることができないことは明らかであります。したがつて、公共投資拡大の効果をあげるためには、地方団体が協力できる体制、受け入れることのできる地方財政の体制を整えるべきであります。四十一年度の地方財政計画、地方財政対策は、このような観点に立つて、地方団体、地方財政の現状と将来についての十分な配慮、見通しのもとに、事業執行に必要な財源の確保が国の責任において行なわれなければならないのであります。その財源措置はきわめて不十分かつ不合理なものであったために、地方財政の悪化がますます

すすみ、その不健全性が拡大されていくのであります。かくして、史上最悪といわざるを得ない地方財政計画の策定となり、いよいよ地方団体の困惑と窮乏を深める結果になるのであります。自治大臣は、この財政計画の策定にあつて、その目標として、財政の健全化をうたい、地方行政水準の一層の向上、そして地方財源を充実するということを言つておりますが、一体、この計画のどこに健全な財政が保持されているのか。何を指して地方財源が充実されたとするのか。具体的に、かくかくのごとく財源が充実され、財政の健全化がこのようにはかられたということを、数字をもつて私は明らかにしたいと思ふのであります。大蔵大臣にお尋ねをいたしたい。大蔵大臣は、去る二月三日、この本会議で、わが党の占部議員の質問に答えて、「今回ぐらゐ地方財政対策が完へきに尽くされているというのではない。かように確信をいたしております。」こう述べられております。また、その前日、二月二日の本会議におきまして、わが党の椿議員の質問に答えて、「現在、国の財政の置かれてゐる力といたしましては、これは最善の努力を尽くした」と述べられてゐるのであります。ほんとうに明年度の地方財政対策が完へきに尽くされたと思つておられるのかどうか。膨大な地方債という借金を押しつけて、なお完へきな財源措置といえるのかどうか。最善の努力でこれしかできなかったのかどうか。完へきを具体的に明示をお願いいたします。どうも、あなた方は、地方財政というもののついてわかつてゐるのか、いないのか、理解に欠けるものがあるのではないかと、この心配を持つてあります。しかし、どうも、ときどきおつしやることを聞いておられますと、わかつてゐるようであります。「地方財政はまさに額死の重傷でございます。この体質改善には抜本的な施策をしなければならぬと痛感しております。……しかし来年度は、さらに財政の欠陥は重大でございます。政府は、三千億円の減税、七千

億円の公債をというふうなことを、まだきめてはおりませんが、そういう方向で行くように見えます。そうしたときには地方の財源が大体三千五百億から四千億円不足をするだらうと思ふのであります。そこで私は、政府が金持ちで、地方が貧乏で、国民が貧乏するといふ政治は、民主政治ではないといふように考へております。地方には借金する能力もない。借金したら払うこともできない。ぜひ地方へ回す金まで用意してもらひたいといふことを強く要望いたしております。」と言つておられます。永山自治大臣でございます。あなたは、昨年の十二月の全国町村長大会におきまして、こういうあいさつをいたしておられます。あなたは、たいへんよく地方財政の実情を理解しておられるようであります。ところが、その理解をしておられる自治大臣が、このような四十一年度の地方財政対策に満足してゐるというのには、おかしじやありませんか。福田大蔵大臣もよくわかつておられるのであります。「国の財政と地方財政は車の両輪である。だから地方財政を軽視するようなどとはしない。」といふことを、しばしば言つておられますが、「従来、地方財政がやすすれば軽んぜられるような傾向にあつたことは、私も率直にこれを反省をいたしております。今回の予算の編成におきましては、地方財政先議という方針を貫き通し」云々と答へてゐるところから、地方財政の現状と、その重要性については、十分な御理解、御認識があるものと思ふのであります。一体この結果はどうなのでありますか。あなたはわかつておつても、大蔵省の部下の役人たちがわからなかつたのでしようか。自治大臣、大蔵大臣は、まことによき地方財政の理解者であると思ふのであります。なぜ、このような地方財政計画ができ、そしてまた、このような地方財政対策に終わったのでありますか。

総理も、地方財政については、きわめてよく御理解があられるようであります。ことしの一月三日の「町村週報」といふ、全国町村会発行の新聞に載つた総理の年頭のことばの中に、「ことしもまた、内政に、外交に、多くの困難な問題があると思ひます。とくに、地方財政、経済政策と青少年対策は云々とありまして、「わたくしは、これらの政策を着実に実施し、みなさまのご期待にこたへたいと思ひます。」と、こう述べられて、重要施策のトップに地方財政をあげられております。したがつて、総理のこの問題に対する理解と熱意はなみなみならぬものがあると思ふのであります。が、総理から見た昭和四十一年度の地方財政計画、地方財政対策をどのようににらんになつておられますか。これで、あなたのおつしやる国民の期待に沿うやうな、あるいは地方団体の期待に沿うやうな地方財政計画であり、地方財政対策であるといふふうにお考えになつていらつしやるのかどうか、はつきり承りたいのであります。私は、以下、地方財政計画の内容につきまして、若干触れてまいりたいと思ひますが、特に歳出関係におきましていろいろ問題もございします。たとえば公共投資の拡大に伴つての一般行政費あるいは人件費等の圧縮、単独事業の大幅な減、あるいは公債費の問題、不交付団体分の経常経費の大幅削減の問題、一体これは何を意味するものであるのか。いろいろ申し上げたい、そして、聞きたいことがございしますが、主として、以下、歳入関係についてお尋ねをしてみたいと思ひます。まず財源対策でございますが、四十一年度地方財政計画の歳出合計は四兆三千四百八十八億円で、四十年より五千二百二十七億円の増となつておりますが、この増に見合う所要一般財源は、給与関係費千三百六十三億、一般行政費四百一十一億、公債費百十四億、投資的経費千二百八十二億、合計三千三百八十億円であります。歳入における一般財源増加の状況を見ますと、地方税七百九十三億、これには例の固定資産税の引き上げ等百億が含まれております。地方譲与税三十

九億円、臨時地方特例交付金四百十四億円、地方交付税三百三十五億円、これに使用料、手数料、雑収入等、目一ぱいに見てその増が三百三十三億円、すべてを加えて千九百十五億円にしかならないのであります。所要財源の三千八百八十億円に對しまして一千九百十五億円、その不足一千二百六十五億円というものは例の地方債によつてまかなへといふのであります。このような繰入構造、すなわち所要一般財源増加分の四〇％が地方債という、そういう名前の借金でございます。これによつて穴埋めをさせ、つじつまを合わせなければならぬといふところに、先ほど言いましたように、四十一年度地方財政計画最大の問題があり、四十一年度地方財政計画が赤字財政であり、不健全財政であるといふことの理由であります。大蔵省や大蔵大臣は、国も公債も発行するのだから、地方も地方債を発行していいこととてございましょう。千二百億円の借金を背負わせ、しかもそのうち政府資金分は五百億円で、残り七百億円は繰入金で、こういうふうな突き放した形でございします。政府が膨大な仕事を押しつけておいて、金が足りないなら繰入をたよつて借金していい、そうして仕事を進めろといふのでございします。これで完べきな地方財政対策と言へますか。国の景気対策として、地方団体は多くの仕事をさせられ、あつたの果てに多大の借金を背負わされて、地方団体の財政は一体どうなるというのであります。車の両輪といふ一つの車、地方財政の車は、すでにパンクをして、ひしゃげていようになつていふことなものであります。最善の努力とは一体どういふことなものであります。自治大臣は、「これでお聞きしたいのであります。事業ができて、景気調整に役立つことができると信じております」と、先日、占部議員の質問に答えておられます。一体こういうことで、何が完全に仕事ができる、事業を完全に遂行するといふことができるのであります。景気調整が、これでどの程度の役

立ち方をするわけでありませうか。總理、あなたの言う重要なこと、地方財政、その対策が、このようにでたらめで、むしろ冷感で、地方団体が多くの借金をかかえて、この上、苦しまなければならぬといふ、こういうありさまであります。以下、私は、地方財政のいまの問題、特に地方債の問題について、若干申し上げてお聞きをしたと思ひますが、いま申しましたように、どんな借金があるか、いふ、地方だつて地方債を持つたらしいじゃないか、こう言われますけれども、しかし、地方団体は、現在まで多くの借金を背負つて、その返済に苦しんでいるのが現状でございます。もともと、赤字になるような、そういうものを、地方債という名前で、起債という名前で肩がわりをして、やりくりをしてきたのが、現在までの地方財政の状況でございます。昭和三十一年度末における地方債の現償高は、普通会計分一兆六千八百八十四億円、四十一年度末の現償高は、普通会計分だけで一兆四百一十億円で、一兆九千億をこしてあります。そして、年々返さなければいけない、いわゆる元利償還のこの経費は、四十一年度では一千三百三十五億円で、四十一年度計画では一千四百七十六億円でございします。試みに、地方団体のこの公債費の状況をちよつと見たいと思ひます。東北地方、関東地方の各府県、青森から岩手、宮城、山形、秋田、福島、ちよつと見てまいりますと、いずれも、三十九年度決算から見まして、公債費が十億円から十五億円でございします。元利償還費が十億円から十五億円でございします。税収入の二五％、三三％、一八％、三三％、二八％、ちよつと見ると、税収入の約三分一近くが公債費に食われている。そして、三十九年度に新たに起債を起した額が、青森では十二億円、岩手では九億円、宮城では十二億円と、ちよつとありますが、これらのうち、起債の額がそのまゝ借金を返す公債費に埋めてお足りない、ちよつと、ちよつと、千葉県、ちよつと拾つただけでも、このように

なつていふのであります。こういう借金のために苦しい地方団体、これに今度また新たに千二百億円の地方債を加えて、一体今後どうなるのか。私は、この公債費の問題が、現在もそうであるが、今後とも地方財政の一つの大きな重圧の要素となつていふことを指摘せざるを得ません。自治大臣並びに大蔵大臣の、これに対する御見解を承りたいのであります。このようにな健全財政が、単に計画上の数字、あるいは地方財政対策の上からの数字的な問題だけではない、地方団体には、実際に、はつきりあらわれてきておるのであります。昭和四十一年度の都道府県の予算案を見ますと、税が非常に伸び悩んでいる。それから、いろいろないま申し上げました公共投資の拡大等のために、非常に苦しい。しかも、不健全な、形としては積極的とも言えるかもしれない、大型とも言えるかもしれない、内容においては非常に苦しい予算案を、いま議會でいろいろ審議をしていられるわけなんです。数字的なことは時間の関係で申し上げられませんが、とにかく大きな歳入の欠陥、それを地方債で埋めていられる。地方債は、都道府県だけで明年度千七百四十五億円で、この地方債を予定しております。これは、去年の地方債と比べますと、はるかに多い数字の地方債を当て込んで予算を組んでいられるわけなんです。○議長(重宗雄三君) 時間が超過しております。○鈴木君(統) 次に移りますが、地方債の消化、今度の地方債、特に繰入金が多くなつてあります。公債費も、市中公債も五百六十億円でありますが、繰入金千六百六十一億円で、この完全消化を、一体、自治大臣、大蔵大臣はどう考えられるのか、ちよつと、その対策はどうであるかといふことを、私はお聞きをいたしてまいりたいと思ひます。○議長(重宗雄三君) 鈴木君、時間が超過しております。簡単に願ひます。

○鈴木君(統) 以下、いろいろお尋ねをしたいと思います。簡単に申し上げておきますから、前もってお示しをいたしておきましたから、ひとつ、それによつて御答弁をいただきたいと思ひます。地方交付税の率の引き上げ、これは、いろいろ問題があるのでございします。その要項のとおりに、どうした根拠からこういうものが出てきたのか。さらに、交付税の基準財政需要額の算定において、一般的な投資的経費と起債との振りかえ問題について、さらに、この振りかえた約六百億円及びこれを特別交付金千二百億円で、これは当然、私は何らかの形において元利を補給すべきものと思ひます。一体これに對して、どのように考えられておられるのか。これはきわめて大事な問題でございしますから、ひとつ大蔵大臣から、はつきりお聞きしておきたいと思ひます。地方交付税の制度の問題、補助金制度の問題、超過負担の解消の問題、明年度中途において給与改定があると思ひますが、これに對する対策が、ありであるのかどうか。この問題。国保会計、企業会計の健全化についての対策。全般的に地方財政の根本的な建て直しと言われ、その根本的な建て直しの策があると思ひます。それを示していただく。以上お尋ねをしまして、はなはだ、まとまりのないようなことになりましたが、先ほど申しましたように、要項が出ておりますので、あとのほうは、これによつてひとつ具体的に御答をいただきたいと思ひます。(拍手)○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。地方財政のあり方につきましては、基本的な政府の考え方は、もう大蔵大臣から申し上げられております。車の両輪のようなものだ、中央と地方がうまくいかなければ、国政は十分の成果をあげることができない、かように言っております。また、私もしばしば申し上げておるのであり

昭和四十一年三月十八日 参議院會議録第十六号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十一年度地方財政計画について)、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(趣旨説明)

二七四

ますが、私どもが今日、民主政治、これを充実させていく、また、成果を上げていく、このためにも、地方自治体のあり方というものは最も大事なことで、かように考えております。また、こういう意味におきまして、いわゆる行政的能力あるいは財政的能力を地方自治体に与える。そして、ただいま申し上げるような民主政治の完へきを期していくという考え方でございます。

最近の経済情勢等から、来年度の歳入に對しましては、たいへん国も地方も非常に困った状況に當面しております。そうしてまた、一面、その収入減があるにもかかわらず、歳出の面では非常に多くのものを要求されておる。もちろん、地方の公共団体、自治体は、地域住民の福祉の向上のために、公共事業費その他の積極的な施策を必要としておるのであります。こういう際でありまして、来年度の処置をいたしまして、ただいま鈴木君も御指摘になりましたように、地方交付税率の引き上げであるとか、あるいは特例交付金であるとか、あるいはまた、特別事業債であるとか等を、来年度の歳入をまかなう財源としていろいろくふうし、まず、それらの点についての一応の手当ではできた、かように私は考えております。しかしながら、御指摘にありましたように、地方自治体そのものの財政が健全でありますためには、借金政策などはできるだけやめなきゃいけない、こういう意味で、独立財源、これを地方でも確保するように努力してまいるつもりでございます。しかし、いずれにいたしましても、将来の問題として、この借金——公債を考えていかなければならない。そのときの経済の動向、これによりまして、歳入、税収というものが非常に変わってくるのでありますから、経済の動向に、まず重点を置き、また、今後の税制調査会その他で、いろいろ審議されて、恒久的な独立財源、健全な独立財源が付与される、こういうふうになれば、その地方財政の実情等をも勘案いたしまして、そうして将来の対策を立てるべきだと思います。先ほどお尋ねのあ

りました特別事業債等の償還についてはどう考えるかというお話もござりますが、これらはいずれ大蔵大臣からもお答えするだろうと思ひますが、私も同時に、恒久財源の確保、健全財源の確保並びにこれらの公債の償還等につきましても、特段の留意をするつもりでございますので、検討の上、善処してまいるつもりでございます。(拍手)

金を続けていたしましても、借金の率はわずかに七〇％である、本年より少しも上がりやせない。ここ二、三年、地方が借金をいたしましても、経済が成長すれば、断じて地方の経済が悪くなることはないのをごさいます。私は、借金政策を苦にするのではない。それよりは、地域間の格差を是正をいたしまして、地方経済をよくするというところに重点を置く政策を好むものでござります。したがって、千二百億の借金でまかなわねばならなくなつておる点については、お説のとおりでございますけれども、この千二百億は一般財源に当たるものでござりますから、将来は何かの処置で、十分、地方財政の安定に資するための方途を講ずるのでござります。借金だけに終わることは断じてせない方針で進んでいきたいと考えておる次第でございます。

をしてもらう以外にはないということを私は言っておるのでござります。勧告を受けなくてもいいような経済体制を確立しなきゃいけない。この点に對して、私はいま政府内部で強く推進をいたしております。すなわち、合理化できる産業の人が、卸価格を下げるという体制をとっていただければ、農機具や肥料が下がれば、農村の労働賃金を上げて、米の値段は上げずに済むのでござります。すなわち、合理化できるところの、資本家と労働者が協力いたして、そうして卸価格を下げる。そうすれば、公共事業や、あるいは農林や中小商工業者の、合理化のできるところで、賃金が上がつても——上がるのはあたりまえです。所得均衡をはかるのはあたりまえ。上がったも、物価は上がらないという財政政策を確立することが第一であるということ、私は強く要望をいたしておるのであります。

【国務大臣(永山忠則君) 地方財政のあり方につきては、国と地方が一体的立場に立ちまして、経済を安定成長にもつていくという考え方でござります。したがって、地方におきましても、思い切つた減税をいたしまして、すなわち、住民税におきましても、約三百億の減税を、今年度いたしておるのであります。そうして同時に、地方の事業を伸ばして、すなわち都市開発、地方開発をいたしまして、過密対策に資し、過密都市の合理化をはかつていく、さらに地方の落ち込みを、これを是正いたしまして、行政水準を向上すると同時に、地方にもやはり工場を誘致いたすようにいたし、農漁山村、中小零細企業者の生活をよくする、いろいろ考え方に呼びかけたの予算編成でござります。したがって、この政策が進むに従ひまして、私は、地方の財政力は強化いたすものと信じておるのでござります。そうして、地方の行政水準もよくなり、旧来のレジャーブームから公共事業ブームへの置きかえをいたしまして、地方にうんと事業を興していく、このことが、私は、地方財政をよくする根本であると考えておるのでござります。

さらに、この千二百億の中に、繰越債七億、あるいは特別債の中に繰越債がござります。ござりますけれども、それらは政府と一体になつて地方で消化することは困難ではござりません。いま直ちに実行へ入つておりますことは、地方の財務局、日銀当局あるいは銀行当局、並びに地方団体と協議会をつくりまして、そうしてこれが消化に對して全力をあげ、しかも、なお、この起債の許可標準に對しては、いち早く地方に知らして、そうして、必要な金は、大蔵省の財務局でこれを前渡しをするというようない行政措置をとつておるのでござりますから、これが消化に對しては困難ではないと考えておる次第でございます。

さらに、国保やあるいは地方公営企業関係につきましては、経営の健全化をはかるために、公営企業等に関する法律を出しまして、そうして公益関係と独立採算制と、自己努力の三者の総合調和で、健全性をはかる方途を講ずるようになつておるのでござります。しかし、鈴木さんの言われるように、地方財政に持つていた点に對しては多大なる敬意を払つております。したがって、将来におきましては、税の再配分等によりまして、必ず地方財政の確立に對して最善を尽くして、御期待に沿うように全力をあげたいと考えている次第でございます。(拍手)

【国務大臣(福田超夫君) 鈴木さんから、地方財政対策がまことに完へきでないではないか、こういうふうなお話でござりました。しばしば申し上げておりますとおり、今回の地方財政対策といはしましては、地方財政先議と言ひますか、また、ことばをかえて言ひますと、国と地方は一体だという基本方針を貫き通したと考えるのであります。つまり昭和四十一年度におきましては、地

進むといはします。本年の予算の編成が借金政策に墮しておるといふことはござります。ござりますけれども、経済がよくなることによりまして、私は、その借金は返せると思ひのでござります。すなわち、国民の生活が向上いたしますれば、経済がよくなれば、税金もよくなるわけでありま。たとえば、経済成長率が一〇％、ずつと進むといはします。本年のよう三千億の借

【国務大臣(福田超夫君) 鈴木さんから、地方財政対策がまことに完へきでないではないか、こういうふうなお話でござりました。しばしば申し上げておりますとおり、今回の地方財政対策といはしましては、地方財政先議と言ひますか、また、ことばをかえて言ひますと、国と地方は一体だという基本方針を貫き通したと考えるのであります。つまり昭和四十一年度におきましては、地

方財政は、経済情勢の影響、また、中央の財政政策の影響等によりまして、二千五百億円の赤字が出る。それに対して、国では二千二百億円の対策をとり、地方の自己努力によりまして三百億円を埋める。完べきと申せるかと思うのであります。

なお、その内容といいたしても、国の減税政策による影響、つまり交付税の減収五百七億円で言われますが、それに対しては交付税率を引き上げまして完べきにこれを埋める。また、たばこ消費税を昭和四十二年度において改定するといふ含みをもちまして、本数割りの特例交付金制度を設ける、こういうようなことをいたしますとか、また、懸案の超過負担の解消問題、これは大体知事会とも相談をいたしまして、その要望に基づいての措置を講ずるか、あるいは補助金の整理合理化に踏み出すとか、あるいは公営企業問題について御審議をわすらわすとか、あらゆる問題につきまして手をつけることになりましたので、地方財政対策としては非常に前進だと、さように考えております。

御指摘の公債の問題でございます。これは公債公債と言われますが、ここでも申し上げておきますと、今日の経済情勢下におきましては、中央政府におきましても公債を出さなければならぬ。七千三百億円の公債の御審議願っておるわけでございますが、しかし、そういう状態下におきましても、地方ではなるべくそういうことにならないように、そういう配意を持つておるわけなんです。今日御審議願っておる中央財政の予算におきましては、公債依存額が一般会計におきまして一七％になるのであります。一体、地方はどうかという、地方財政計画で見ている地方債は約二千九百億円、地方財政計画歳入額の七％でございます。公債依存度、これは戦前標準時におきましては、地方財政では二七％も公債に依存をしておった。今日七％、非常に配意を加えておるといふに御承知を願いたいのであ

ります。なお、その消化につきましては、これは公債におきましても繰上債におきまして、ただいま自治大臣からお話がありましたように、これは御心配をおかけいたしませんというふうにい

たしたいと存じます。交付税の税率の引き上げを三二％とした理由いかん、こういうことでございしますが、ただいま申し上げましたとおり、中央の減税額の影響、それに引きまして交付税が五百七億減る。それに対して五百八十六億円に相当する三二％という改定を行なり、さようにお考え願いたいのであります。

また、特別事業債に対して元利償還をどうするかというお話であります。これは、地方財政執行上支障のないように、お説のとおり処置する方針でございます。まあ、政府の政策は、地方財政に対して非常に理解がない、こう察せられたというお話でございますが、今日、なぜ地方財政が非常に苦しいか、これは昭和二十九年ごろ非常に苦しかったわけなんです。それが、再建整備計画ができて、三十一年から実施されて、非常に改善を見たと、もう一つは日本経済が発展したためであります。あの鹿児島においてさえ、黒字が十数億円もたまるといふぐあいに改善されてきた。それが昭和三十一年から悪化をしてきて、その最大の原因は、一つは、経済の影響を受けているという問題、一つは、人件費が四割も占めるという、地方財政における人件費の増高という問題があるわけなんです。私は、そういうことを考えまするとき、地方財政というものは、この経済の不況が一転する——いま、そういう政策を進めていくわけでありまして——一転をいたしますれば、また面目を一新する、そういうふうにお考えしております。その情勢を見た上、地方財政をさらに再検討して、前進への努力をすべきである、さように考えますが、さしあたり問題になりますのは、公営企業の問題であります。これはどうしても取り

急いで、その再建計画を立てなければならぬというので、ただいま御審議をお願いしているわけでありまして、何とぞ御協力のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 原田立君。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君 私は公明党を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案について、総理並びに関係大臣に対し質疑を行ないます。

地方公共団体に、それぞれ自主的、普遍的な固有財源を与えることは当然のこととあります。現在の地方財政はほとんど自主性がなく、国家財政への依存度がきわめて高いところに、大きな欠陥があります。久しく論議されている問題点であり、一向に解決されないので、逆に国からのひもつき財源である国庫支出金がどんどんふえてお

ります。幾らふえたとしても、結局、それは本質的に地方自治の基盤を失わせる以外の何ものでもないことを意味しております。各地方団体の四十四年度予算案を見ても、その規模は著しく大型化したことが、その内容は、不況を乗り切るために、公共事業を促進するという、国の施策に呼応した、投資重点型になっているのがその特徴であります。財政需要が大幅にふえているにもかかわらず、景気停滞の影響を受けて、歳入増加は期待できず、地方債を大幅に発行するという、いわゆる不健全な借金財政になつてい

るのが現在の事態であります。四十一年度の地方財政計画の規模も、国が、国に比してはるかに悪い一四％の伸び率であります。地方税五・三％、地方交付税四・七％で、前年度に比べると三分の一しか伸びておりません。財政面で国への依存度が強まれば、結局、地方自治体の自主性が失われるのは火を見るより

明らかなのであります。いまや、二割ないし一割自治

治になり下がろうとしているのが実態であります。

そこでまず、総理にお聞きするのであります。この疲弊した地方自治をば、自主性を持たせることについて、どのように考えておられるのか、将来どういう姿をもつて自立せしめようとしているのか、政府のビジョンとも言うべきものを示していただきたい。

また、過日、総理は、いわゆる所得課税最低限度額を八十万円以上にしたいと表明なさつたのであります。それに伴い住民税のほうの課税最低限度も当然引き上げられるのであります。そうすると、課税対象世帯もかなり減少すると思ひます。かなり減少すると思ひますが、その際には地方財源確保にどのようになされるのか、また、当然、課税最低限度額は、私どもの主張では、扶養家族三人で年収八十万円にまで高め、これ以下の勤労大衆の住民税は全廃することが必要であると考えますが、総理のお考えを承りたい。

地方交付税制度の持つ財政調整機能を生かして、できるだけ客観的な公正な基準に従つて運用するために、制度上の保障を与えるべきであります。また、交付率を引き上げて地方公共団体の財源を増加させるとともに、地方交付税の配分の基礎となる単位費用の計算などを実情に即して改正し、適正な配分を通じて地方公共団体の団体の間の格差を解消するようにしなければならぬ。

そこで、第二に、今回地方交付税を二・五％引き上げて、三二％にしたのであります。これはどういふ根拠をもつて算定されたのか。地方財源確保のために抜本的な対策をすべきだと思ひますが、いかがですか。そうなる、交付税率は、地方財政審議会が意見書に言つておられるように、三七％以上にすべきであると思ひますが、自治大臣、大蔵大臣は、この意見を尊重するのかわるか、そのようになさる決意はないのかどうか、お伺いいたします。

第三に、人口が急減した市町村に限り基準財政

昭和四十一年三月十八日 参議院會議録第十六号

需要額の激変を緩和するための補正を行なうが、どのくらいの恩恵が与えられたのか。また、交付税によるこのような措置だけでは、これらの市町村財政は健全化をはかれないと思ひます。政府は他に救済策をどのように立てられるのか、お伺ひしたい。

第四に、臨時地方特例交付金四百十四億圓中、第一種特例交付金の二百四十億圓は、たゞ本数案分方式になっておりますが、四十二年以降は、たゞ消費税へ移行されることになったと聞いております。この際、さらにこの配分率を引き上げて、専売公社の利益の中から、たゞ代金を値上げせずに地方公共団体への配分額を増加せしめ、地方財源確保をはかるべきであると思ひますが、いかがですか。

第五に、交付税率の引き上げ、臨時地方特例交付金など、一般財源で一千億圓の増加をし、財政措置されているが、これだけではなかなか穴埋めにもなりません。健全な姿ではありません。それにかゝるに一般会計分地方債を一千二百六十五億圓にふくらましたことは、いわゆる借金政策であり、地方財政を極度の不安におとしめるものであります。地方財政は、あくまで均衡財政、健全財政の方針を貫かなければならないと思ひます。特に一般行政費をまかなうための赤字地方債の発行は、全面的に禁止すべきであらうと思ひます。特別事業債を新設し、一千二百億圓も計上してあります。ゆえに、前年より実に七・七・六増であります。また、一般会計債の現債高は一兆六百八十四億圓と膨大であります。それが年々元利償還せねばならないが、ますます地方財政を圧迫悪化せしめるものであります。この疲弊した地方財政を健全ならしめるために、税の再配分を早急に確立せねばならないと思ひますが、どう考えているか、総理の所信を承りたい。

第六に、超過負担で苦しみ、財政が困窮しているのは、全国的なケースであります。四十年年度推計一千二百七十三億圓に対し、四十一年度において政府は二百五十億圓を解消したいと言つておられますが、今後いつごろまでで全額解消するものか、あるいはまた、基準単価、補助単価の引き上げをやるべきだと思ひますが、どのように処置されるか、お伺ひいたします。

国務大臣の報告に關する件(昭和四十一年度地方財政計画について)、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案(趣旨説明)

第七に、地方公務員のベース・アップ問題は、勧告時期等がまだきまらず、依然として解決いたしておりません。これが昨年同様の方法によるならば、ますます地方財政は大混亂を來たすおそれがあります。財源措置等、どのように対処するお考えか、お伺ひしたい。なおまた、固定資産税、都市計画税の増税は、衆議院の段階において話し合つていて聞いておりますが、もしこれが減額になれば、どのように財政的に裏づけをなさるのか、お伺ひしたい。

現在の地方自治が持つ最大の欠陥は、地方自治を法律上保障しながら、その裏づけとなる財源が確保されないという点にあります。一方において、住民の地方行政に対する要望が大きいににもかかわらず、実際には上位の政府機関から押しつけられた委任事務が非常に多く、その処理や報告に忙殺されて、住民に対するサービスがおろそかになつてゐる。固有財源の確保が強く要望されてゐる次第であります。しかるに、現状では、四十六都道府県中四十二道府県、三千三百九十三市町村中三千二百二市町村が地方交付税を受けております。これは、明らかに税源配分の不合理性を示すものであり、その改善策がすみやかにとられなければならない。こうした欠陥を改善するため、国、都道府県、市町村の税源を、それぞれ明確に区分する独立税主義の原則を根本的に改善し、維持することを主張するものであります。総理の見解をお伺ひいたします。

以上をもつて質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 答へいたします。先ほど鈴木君にお答え申したように、地方自治体の行政能力、同時にまた財政的能力、これが十分でなければ、国の政治、行政としては万全を期するわけにまいりません。その意味におきましては、地方、中央を通じて、しっかりとした基盤に立つということが、民主政治を守るゆえんでもある、かように、私、思つておりますので、このたぐいのお尋ねになりましたような点について、考え方、大体は同じ方向だと思ひます。そういう意味で、今回の経済の現況から、来年度の予算の編成には、いふん苦心をし、先ほど申し上げたように、特別事業債なり、あるいは交付税率の引き上げなり、また特例交付金などを設けて、つじつまを一応合わせております。それによつて一応経済の開發ができ、地域的にも發展すれば、将来の藏入も、こういう点では非常に格段に相違してくる。これこそがほんとうの發展を期するゆえんだ、かように実は思つて、種々の政策をやつておるわけでありまして。これらの点は御理解いただけたらうと思ひますが、そこで、将来の私どものねらいとして、いわゆる八十萬圓までは、ぜひ課税限度を引き上げるといふことが、その辺までにしたいて、こういう一つの目標を立てております。そこで私もが願ひたいことは、自治体の自主性もございまして、中央において減税もやり、そして住民の負担を軽減すると、こういう基本的な態度をとつておりますので、地方自治体におきましても、やはり地方住民の負担軽減、これには、やはり努力していただきたいと思ひます。税金は申すまでもなく、同一の人が、あるいは国税を納め、地方税を納め、市町村税を納めておるのでありますから、その全部について負担が軽減されるということでは、住民は納得ができないのであります。そういう意味で、地方自治体の行政上の努力も要求されるのであります。これらの点では、過去におきましても、また今後におきましても、自治体の協力を特に願ひゆえんでございまして、次に、いろいろ具体的な問題についてのお話もございましたが、とりあへずの問題、これは四十一年度の予算編成でありますけれども、将来の問題

地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案(趣旨説明)

二七六

といたしまして、お説にもありましたように、地方自治体の財源は健全性が保たなければならぬ。今回の公債発行、これで直ちに地方自治あるいは地方財政を危殆に瀕せしめたもの、かように、私、思ひませんけれども、しかしながら、だんだん公債の発行が長く続いていく、長期にわたる、そうすると、その公債の償還等にもいろいろ苦心しなきゃならない、かような圧迫を生ずるようなおそれがあるのはならない。かように思ひますので、ただいまの地方債の発行等につきましても、おのずから限度があると思ひます。しかし、基本的には、何と申しましたも、この経済の建て直しをすることによつて、地方財源が無理をなくとも入つてくるように、そういう好況の状態をかし出すこと、これは私も、つとめなければならぬ、かように考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣永山忠則君登壇、拍手〕

○国務大臣(永山忠則君) 基本問題については前に答弁を申し上げましたので、具体的な問題について申し上げます。

将来のビジョンにつきましては、自主財源の確立をいたして地方自治の安定をはかるということ、ぜひ実行せねばならないと考えてございまして、地方制度調査会の答申をもちまして、地方財源の再配分並びに事務の再配分等を根幹といたしまして、地方財政の確立をはかつていきたいと考えておる次第でございまして。

なお、地方交付税の配分につきましては、格差を是正いたしまして、行政水準の均衡化をはかるということを中心に考えておるのでございまして。したがひまして、今回の人口激減の都市に対しましては、激減緩和の方途を講じ、あるいは傾斜配分方式をいたす、あるいは内陸団地あるいは低開墾地の工場誘致、そういう方面の財政的処置等をも勘案をいたしまして、地方の経済をよくする方面に力を入れたと考えておる次第でございまして。

最後に、先般発効いたしました「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書」において、韓国の要請があるときは、清算勘定残高にかかわる債権の賦払い金について、韓国からの支払い並びにわが国からの生産物及び役務の供与が同時に行なわれたものとみなすという処理を定めている。

昭和四十一年三月十八日 参議院會議録第十六号

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二七八

るのでございますが、これは当該債権について現実の支払いがないにもかかわらず、その支払いがあったものとみなされるわけでございまして、これにより外国為替資金に生ずる損失を同資金の額から減額して整理することといたしております。

以上、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございまして、発言を許します。成瀬幡治君。

〔成瀬幡治君登壇、拍手〕

○成瀬幡治君 社会党を代表いたしまして、ただいま提案をされました外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、主として海外経済協力法の点について、総理をはじめ、関係大臣に質問をいたします。

戦後の特徴の一つといたしまして、南北問題があります。それが経済協力という形で大きく取り上げられてまいりました。マーシャル・プラン、ガリオア計画を出発点として、次々と対策が進められてまいりましたが、特に一九六〇年代に入りまして、南北問題への認識が一層深まり、IDA、DAG、IDBなどが設立されましたが、特に一九六二年の国連総会では、六〇年代を開発の十年間と呼んで、低開発国の経済成長率を五%まで高めるよう先進諸国が協力する、という趣旨の決議が行なわれております。そして一昨年の六四年七月には、国連の第一回貿易開発会議で、先進工業国がそれぞれ国民所得の一分抽出を目標として援助努力をする旨の「量の決議」が行なわれ、さらに昨年の六五年七月には、DAC上級機関で、DAC加盟国は政府援助額のうち少なくとも八〇%を、贈与または期間二十五年以上、金利三%以下の借款にし、この目標達成については、特別の事情のない限り、先進諸国は三年以内に実現を期すとの「質の決議」がされております。日本はいずれの会議にも参加し、賛成をしているのであります。今国会の当初

の総理、大蔵、外務、経企の各大臣の所信表明演説でも、海外経済協力推進の点について触れられておるのであります。また、去る三月七日の新聞は、外務省は経済協力三カ年計画を検討し、大綱案をまとめたと報じているのであります。

そこで、まず第一点としてお尋ねをいたしますが、政府に経済協力に関する基本構想があるのか、政策目標は何かという点であります。今回のアジア開発銀行に例をとってみますと、域外のアメリカが日本と同額の二億ドルを出資しております。その発想もアメリカから出ていることも周知のとおりであります。過去の海外援助協力は、どう見ても、アメリカのしり馬に乗って走っている感じがするのであります。そのことが、最高出資者である東京にアジア開発銀行の本部がこない根本原因があるのではなからうか。アジアの諸国の間には日本不信の影があり、その結果として、日本国民の期待が裏切られて、マニラに本部設置となつたのではないのでしょうか。大いに反省をしてみる必要があるかと存じます。また、DACのソープ議長の、日本の援助は商品と結びつき過ぎていてこの批判もありました。政府はこれの際、アジア諸国内にひそんでいる不信の念をぬぐい去り、独自の姿勢を示す意味からも、この際、基本構想を明確にされるのが当然と存じます。

なお、与党自民党内におきましても、基本法制定などを含めて対策を検討されていると聞いております。援助対象国の中心はアジアが中心なのか、アジア開発銀行の東京支持の八カ国が中心になるのか、文字どおり低開発国なのか、政治形態で差があるのか、政府中心か、民間中心の援助なのか、貿易との関連性はどうか、総理の基本方針、基本構想を、この際、承りたいと思ひます。

第二点は、経済協力機構の一元化についてであります。大蔵省に国際金融局があります。外務省に経済協力局があります。通産省に経済協力部があります。経企庁に調整局があります。四省にそ

れぞれに窓口があるのであります。まあ外務省が外回り、文注を取つてきて、国内で、物の割り振りは通産省がやって、大蔵省が経理担当で、経済企画庁が調整役と、各官庁がおのおののポジションを守つて有機的に活動をしているんだから、これだけで十分であるとお言いになるかも知れませんが、それと、官庁間のなわ張り争ひは目には余るものがあると思ひます。DACの一九六四年の第三回年次審査でも、この点が問題になりました。日本の援助機構の多元化は、援助に関する重大な責任の所在を不明確にする危険があることと、援助の効率化について考慮しなければならぬというところを指摘しているものであります。

DACの国際会議などでこうした問題を指摘されるというところは、日本としてはたいへん不名誉なことであると思ひます。経済協力推進について、民間相互の協調も重要でございまして、各行政官庁のセクシヨナリズムは、妨害にこそなれ、推進には何の役にも立ちません。総理は今回の施政方針演説の中で、「経済協力を積極的に進める。実効のある施策を進めてまいりたいと思ひます。」と述べておられますが、行政の効率化のため、機構一元化についていかなる所存でございませうか、その考え方を承りたいと思ひます。

第三点は、経済協力の具体的方策いかんという点でございまして、国際収支とにらみ合わせまして、不安はないかという点でございまして、

構造的な不況の中で、ただ一つの明るいささえは国際収支の黒字でございまして。しかし、黒字であるからといって手放しで喜んではおられないと思ひます。その理由は二つございまして。第一は、外貨準備に不安があるという点でございまして。外貨準備高は、六五年十一月で、二十億八千六百万ドルであります。これは六四年以降の外貨準備にゴールド・トランシュが加えられ、すなわち、二億四千万ドルの底上げがされた点を考慮いたしますと、ここ三、四年の間は、外貨準備高は実質的

に横ばいでございまして。ふえておりません。しかもその内容は、アメリカの市中銀行への預金など、固定化されているものが大体七億ドルでありますから、流動的なものは十億ドルを若干上回るものと推定されるのであります。さらに、金の保有割合は、わずかに一五・二%であります。国際通貨制度の問題が大きく取り上げられておるに、わが国の大きな弱点の一つであると思ひますのでございまして。弱点の第二は、対外資産、負債状況に不安があるという点でございまして。六五年六月末の統計によりますと、長期バランスは十五億一千八百万ドルの債務超過でございまして。アメリカのドル防衛の強化、内外金利差の縮小、また金利が逆転でもいたしますと、輸入ユーザンズやユーロダラーが急激に流出するかも知れません。これは杞憂であるといわれるかも知れませんが、わが国の外貨準備、対外資産、負債関係などの対外均衡関係の現状は憂慮すべき状態であり、案を許さないう状態であると思ひます。この認識は誤りでしうか。これで先進国家と自負することが許されるでしうか。

以上のような弱点をかかえた国際収支のわが国がUNCTADへの国民所得の一分抽出、そうして、そのうち八〇%は贈与か、または、ゆるやかな条件にせよという決議を、ただ先進工業国という名で協力をしなければならぬのか。また、ほんとうにそういふことが可能でしうか。外務省で検討したと新聞が報じている三カ年計画は、一は、四十一年度から四十三年度の三年間に、国民所得に対する援助額の比率を一分に引き上げる。二は、四十三年度の援助総額は約八億七千万ドルをめどとする。三は、特に政府ベースの直接借款と技術援助を拡大し、援助条件についても、期間二十年、金利三・五%程度の条件のゆるやかな援助をふやすなどを骨子としていてと報じておりますが、ほんとうに国民所得の一分抽出が実現、実行が可能でしうか。いままでの例を見ますと、六〇年が〇・七八、六一年が〇・九七、六二

年が〇・六六、六三年が〇・五四、六四年は〇・四四と、こう下がっております。そうしてこれは破棄されましたけれども、中期経済計画の中ではどういふふうに予定をしておったかという、六八年、すなわち四十三年には〇・九二というのを予定をしております。これは、中期経済計画が不況でだめになって、御破算になってしまふ、そういうときに、四十三年には一%をやるといふようなことをラッパを吹かれたわけでありまして、私は永山さんみたいなラッパはきらいであります。椎名さん、ほんとうに可能か、大蔵大臣、ほんとうに可能か。私は国民の負担からいってたいへん過重な数字ではないだろうかという点を心配して、お尋ねをするわけでありまして。しかし、そうはいいますけれども、また低開発諸国が国連の場で、先進国は援助または補償の義務があるとする気持ちも、わからぬわけではございません。しかし、かつて広大な植民地を持っておった欧州のイギリス、フランスなど、あるいはアメリカの立場とは、おのずから日本の立場は異なっておるものがあると思ふわけでございます。UNCTADの決議についての対策は、今後の日本の国民経済にとつて重大な影響があります。政府の援助の具体的方策は何であるか、この際ここで伺ひしておきます。

なお、最近、アジア開銀の設立協定の中で、「アジア開銀の投融資資金は同開銀に加入している国の財貨と役務を購入するときだけに使用できる」との規定がある。これがOECDの「貿易外取引に関する自由化綱領」の自由化義務に触れるではないかという点が取り上げられていふことを、新聞は報じておりますが、これに対する政府の御見解をお伺ひいたします。

第四点は、韓国との経済協力についてであります。韓国市場は、外貨準備が少なく、購買力が低く、期待を持ってないが、有償無償の五億ドルがある。日本政府が保証するのだから、これほど安全な商売はないとして、請求権に対して盛んな割り込み工作が行なわれているとも言われております。他方、表面にあらわれない形で直接投資、技術提携、延べ払いは、かなり進んでおつて、すでに請求権の大部分には、つばがつけられているという、こういうことを言う人もおります。潜行形態は、韓国企業とアメリカの企業がまず契約をし、次にアメリカの企業と日本の企業が契約をする形であると言われております。また、最も不幸なケースは、日本の過当競争と韓国の政商との結びつきであるとの声もありますが、こういう点は、政府が今後、対韓経済協力を進めていく上で十分に注意し、留意していただくことといたしまして、ここでは政府の対韓経済協力の構想が何であるかお答えを願ひたいと思ひます。合同委員会がまだ正式に開かれておりません、韓国から具体的な条件が提示されておらないから、具体的な構想はこれからでありますというのであります。何にもやっておらないというなら、そういうお答えでもけっこうであります。いずれにいたしましても対韓経済協力の構想が承りたいと思ひます。

これに関連いたしまして、去る十四日、第五十三海洋丸が韓国警備艇に不当に捕獲されるという不祥事件が発生しました。しかも抑留船員が起訴されるというふうな、うわさも出ておるのであります。韓条約の審議の中で、政府は、李ラインは当然、条約批准後、韓国の国内法が廃棄されるのであると、そうして、こういふようなことは起こらないということを、しばしば繰り返して答弁をされておつたのであります。どうなつておるのか、事の真相と今後の対策並びに政府の所信をお答え願ひたいと思ひます。

最後に、中小企業、農業の近代化、高度化の対策についてであります。低開発国家に対して、資金、技術などの援助を進めてまいりますと、当然、その国の資源開発と農産物や軽工業品の輸出促進となつてまいります。これが日本経済へはね返つてまいります。そういたしますと、国内の中小企業、農業との競合が問題となつてまいります。今日の不況が構造的であると指摘されております。格差は正が大きな問題となつておりますが、海外の低開発国への援助とともに忘れてならないのは、国内の中小企業、農業の近代化、高度化であります。いままでも中小企業の近代化対策とか、あるいは農業の近代化対策というものは、しばしば発表はされました。しかし、それはみんな紙に書かれたもので、紙つてであつて、財政的な裏づけが少しもありません。いつでも、あと回しにされたようなところがございます。ここが問題でございます。少なくとも、海外経済協力について、国民所得の一%という基準が許されるなら、当然、中小企業や農業の近代化についても、基準を示して、そして努力してみようというの、一方法ではないかと思ひます。海外のほうに国民所得の一%を向けるというなら、国内へも、中小企業や農業の近代化、格差是正のために、一%予算を出す、こういふようなことを、あるいは一%じゃないと、もっと、三%とか五%とか多くやる、そういう思い切つた斬新的な施策ということが私は必要ではないかと思ひます。こういふ点に關して御所見を伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 日本の海外協力の問題、しばしば言われることであります。わが国の力は一体どういふことなのか、自由主義陣営の三本の柱の一つだと、かような言われ方もしております。しかし、少なくとも、アジアにおける、日本が唯一の工業先進国であること、これは何人も認めるだらうと思ひます。したがって、日本といふゆる経済協力の場合におきまして、アジア地域におきましては、自分のところが唯一の工業先進国である、その立場に立つての責務を果たしていく、これが私どもの考え方でもあります。

また、この海外協力の問題はかりではございませんが、わが国の行政機構がそれぞれに分かれておる。外務省、通産省あるいは大蔵省、またその他にもあるだらう。こういうことで、これが一元化をする必要があるのではないか。他の国におきまして——あるいはイギリス、アメリカ、ドイツ等では、かようなことを、くふうされておるようには何いふまでもない、私は、ただいまの状態におきまして、まず現状においては、その一元化の必要はない、実はかような見方をしております。お話にもありましたように、それぞれの官庁がそれぞれのポジションをよく守つて、そしてチームワークの実をあげていく、そのチームワークは、総理自身が各省を督励し、お互いに協力する。こういう形で進めていけば、現状におきましては、十分成果をあげ得る、かように私は考えておるのがあります。せつかくのお話がありました。現

状で対処していくつもりであります。

また、最も重点を置いてお尋ねになりました日韓の問題でございますが、日韓の経済協力、ことに日韓の国交を正常化して初めての不幸な事件が起きた。この詳細につきましては、後ほど外務大臣からお答えするつもりでございますが、私は、わが国の正当なる主張、これをどこまでも貫くという、これが両国の関係を今後とも持続させよう、これがわが国に私は考えておりますし、また、それがわが国漁民の保護にも通ずるものであります。今、今回の問題の処理につきましては、いたずらに騒ぐことなく、よくこの事件を説明をいたしまして、そして正当なる主張は、どこまでもこれを貫いていく、こういう態度を堅持してまいりたいと思っております。

中小企業や農業につきましては、国内の問題として特殊なくふうをしるという、これは御趣旨としてごもっともだと思います。外国の経済援助にいたしまして、外国の産業が興る、こういう場合におきまして、わが国の中小企業や農業に悪影響が及ばないように、貿易の面におきましてはいわゆる保護貿易をとっておりますし、自由化等も、物によりましては、しばらくこれを差し控えております。非自由化の品目もありますし、また、国内におきましては積極的に近代化を進めておるような状態でございます。ただいまのいわゆる海外の経済協力と国内に対する対策と、別に私は矛盾しておると、かようにも考えておりません。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

まず第一は、国際収支について非常に深い関心を示されております。私も、国際収支という問題は、経済政策を考える場合におきまして、片時も忘れてはならぬ重大問題である、かように考えます。ただいま外貨準備が、二十億ドルまた二十一億ドルのところを低迷しております。その内容が悪いんじゃないかというお話でございます。確かに、ゴールド・トランシエを組み入れてまして

も、その程度で、この数年間二十億ドル前後である、こういうような状態から言いますと、私は、いい状態ではない。しかも貿易が非常に伸びておる、それに對しまして、この程度のことでは満足すべきものではないというふうに考えまして、今後二十億ドル、二十一億ドル、さらにこれを増強したいという考えでございます。ただ、一つ申し上げておきたいのは、昨年四十年間を一つみまして、経常収支が大赤字、九億ドルの黒字であります。それに対して七、八億ドルの資本収支の赤字である。そういうような状態でございます。それ以前、三十九年度まで数力年間二十億ドル近い経常収支の赤字が続いた、それを借金化したわけでありまして、それが四十年度には、とにかく八、九億ドルの規模において改善を見ておる、こういうことであります。また、四十一年度以降におきまして、大体経常収支は黒字である、資本収支は赤字であるという、この基調は続くのじゃないか、そういうふうな考えます。それに伴いまして、二十億ドルという数字はまあ固定化されておるようであるけれども、内容は非常に改善されておるという点も御了解願いたいと思っております。

またさらに、対外債権が不安定ではないかという御指摘でございます。これも私も安定しておるというふうには申し上げません。今日、日本は貸借を考へてみますと、債務超過の状態でありまして、しかし、国際収支が昨年度八、九億ドルに改善されたというふうには申し上げましたが、それに伴いまして、日本の対外債権の状態もそれだけ改善をされておる、これも御承知願いたいのであります。しかし、国際収支は常に重要視しなければならぬわけでありまして、ただいま御指摘の国民所得の二・一％というDACの要請に、どういふうにこたえていくかというお話でございます。これが私はなかなか努力を要する問題であるというふうに思っております。DACの要請は

二つあるわけですね。一つは、量的に二・一％——国民所得の二・一％を数年間に達成せよということ、それからもう一つの問題は、その量的な基礎に立つて、その内容の質的な改善をすべし、つまり、その条件を低開発国にふさわしいようなものにせよ、こういうことでもあります。私は、この二つは分けて考えるべきものである、こういう基本的な考え方をしていただいております。これは、二・一％、これはもう昭和四十一年度においてはおよそ〇・六％くらいまでにはいくのだからと思っております。この二、三年たちますれば、まあ一％というところまでは達成できるのじゃないかと思っておりますし、また達成しなければいけません。日本もこれだけの工業国になりました以上、アジアの先進国といたしまして、アジア諸国、特にわれわれの近隣に對しましては、協力をしなければならぬという、この立場、責任を貫いていかなければならぬ、こういうふうな考え次第でございます。しかし、その条件になりますと、私はDAC、OECDの諸国が言うように、きわめて低利資金——低利長期、そういう極端なことはできない、また、する必要はないのじゃないか。アメリカにいたしましても、フランスにいたしましても、戦前、膨大な植民地を持っておった。その植民地体制の変った形として、低利長期というふうな、非常にゆるやかな条件がとられておるといふ向きが私には感じ取れるのでありまして、必ずしもそういう零細気の中から出てくるOECDの意向に、量的な面で同調するかどうかという点につきましては、私は慎重に考えなければならぬ問題である、かように考える次第であります。

また、アジア開発銀行の融資内容がOECDの自由化協定に違反するのではないかという御懸念でございますが、いまだかつてOECDの中で、そういう議論が行なわれたことはございません。また、OECD二十一カ国の中におきまして、アメリカ、イギリスあるいはフランス、ドイツというような諸国が、これには参加しておる

わけでありまして。そういうような次第でございます。その中で、このOECDの場において、アジア開発銀行がどうも都合が悪いという意見は出ないであらうというのを信じておる次第でございます。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) 總理、大蔵大臣から

お答え申し上げましたが、多少私から補足する意味で、経済協力の具体的方策についての御質問に、いささかお答えしたいと思っております。

わが国の経済協力は、賠償等の国際義務に基づく支払い、そのほかに任意借款、延べ払い、民間投資、技術協力等、種々の形態で行なわれておまして、今後ともこれらを通じて、最も効果的、効率的な協力を行なうていきたいと考えております。もちろん、関係省に協議をいたしまして、わが国の財政、国際収支あるいは外貨準備等の状況をも十分に考慮をしつつ、過大な負担とならないように気をつけなければならぬことはもちろんでございますが、わが国の協力は、国際機関への拠出金を除けば、ほとんどわが国の商品とか、あるいはサービスの輸出に、いずれも結びつけられておるのでございまして、これが呼び水となつて、国際収支にプラスをするという面も考えなければならぬ、こう考えております。

次に、去る十四日、第五十三海洋丸が韓国警備艇に拿捕されたという事実がございまして、その経過について申し上げ、政府のこれに対する対策の点につきましてお答え申し上げたいと思っております。

三月十四日午後一時四十分、わがほうの漁船第五十三海洋丸は、済州島の西側の共同規制水域内、すなわち韓国漁業水域の外側約四マイル半の地点で、韓国の警備艇一〇六号に臨検を受けたのであります。わがほうは巡視船「せんだい」が現場にかけつけて、一〇六号と交渉いたしました。事件の円満解決につとめたのであります。しかるに、十五日午前一時四十分、突然一〇六号艇が第

五十三海洋丸に強行接触をいたしまして、武装した警備員二名が乗り込み、先に乗り移っておった同乗員二名とともに、威嚇射撃を行ない、また銃じりにてわがほうの乗組員を殴打するといふうなる行動に出まして、実力行使によつて第五十三海洋丸を済州港方面に連行をいたしました。「せんだい」はこれを追尾いたしまして、同艇に対して抗議及び釈放要求を繰り返したのであります。が、第五十三海洋丸はそのまま連行されたのであります。

事件発生の報に接しまして、十四日夜、外務省から在韓日本大使館に対し、また在韓日本大使館を通じて、韓国の外務省に対し、本件の円満解決を申し入れたのであります。十五日に至りまして、小川アジア局長は、在京韓国大使館の安公使を招致して、第五十三海洋丸が韓国漁業水域を侵犯した事実はないこと、よつて拿捕連行は不法不当であること、抑留漁船及び乗組員を早急に釈放すること等、事件の円満な解決を要求する旨、申し入れたのであります。また、十六日には、在韓日本大使館吉田公使より延州州局長に対して、同様の趣旨を申し入れ、さらに、昨日、私は金韓大使を招致いたしました。事件の円満解決を強く申し入れた次第であります。このように、政府としては、ソウル及び東京におきまして、拿捕が不当である旨、また、早急に釈放すべき旨を強く申し入れております。

今回の事件は、日韓外交正常化後、最初の事件であり、事実関係を十分に調査をいたしまして、その上でわが国の正当な主張はあくまでこれを主張し、今後の円満な漁業協定の実施を確保するよう配慮し、漁民の利益の保護につきましては今後とも遺漏なきを期するつもりであります。

(拍手)

○国務大臣(三木武夫君登壇、拍手)

質問は、第一番は、対韓経済協力に対する基本的な方針、過当競争、利権化等の懸念はないかとい

うことが一点であります。まあ、対韓経済協力については、一つのプリンスブルが私にはある。一つは、その経済協力が韓国の健全な経済発展に寄与するものでなくてはならぬということ。また、もう一つは、韓国の希望というものを尊重するというのもやはりこれは大事で、また、その希望というものが韓国の長期的な経済開発計画に即応するものであるということが必要である。またさらに、この経済協力が一部の国民を利用する利権的なものであつてはならない。こういうことが対韓経済協力の基本だと思ひます。そこで、この点については韓国が毎年年度計画を立てるわけでありまして、この年度計画を日本と協議をする、その場合に、日本の政府は、これらに対して認証を与えるわけでありまして、いま申しましたような一つの対韓経済協力のプリンスブルを日本もまた推進する機会はあるわけであります。さらに韓国自体としても、資金管理委員会とか、あるいは基本計画に対しては国会の承認を必要とするところになつておりますし、あるいは資材とか役務の調達には韓国の調達庁が一手にやる。これはやはり入札のような公開の制度でやるというところで、韓国自体も日本の経済協力をガラス張りの中でやりたいというこの態度があるようであります。日本としても、この過当競争を、私も成瀬さんと同じように心配して、韓国に対する日本の過当競争——商社、メーカーの過当競争を心配している一人であります。これについては自主的な調整態勢というものを、われわれ行政指導を通じて今後つくり上げて、過当競争により韓国への経済協力というものの効果が減殺されないような努力をいたしていきたいと思つております。

第二点は、対外経済協力よりも中小企業の近代化にもつと力を入れるべきだ。中小企業の近代化は何もしないで、対外経済協力というのはおかしいじゃないかというお話であつたと思ひます。これは少し成瀬さんの御主張が私は受けとれない。

今年度の中小企業関係の対策費をあらんがためにも、予算の伸びの中で一番大きく予算が伸びたものは中小企業対策費であります。三六〇という伸びであります。まあ全体としての金額は多くはないけれども、しかし、約三百億に近い対策費を盛つて、その中心は、結局は中小企業の近代化を促進したいということが予算の中心になつております。また、政府関係三金融機関も五千五百億円にの資金のワケを持つておりますが、その半分は中小企業の近代化のための資金として用意をいたしておるわけでありまして、まだ努力が足りないというおしかりならば甘んじて受けますが、何もしてないというこの御主張に対しては、承服いたしかねるのでございます。またさらに、海外経済協力は、これとはやはり別でありまして、中小企業対策もやはり海外の経済協力もやるというところでなければ、私は日本が国際社会における責務を果たしておるとは言えないのであります。やはりこの今日のようになると、核兵器時代における世界の平和の維持ということは、これはすべてに優先することですから、先進国と後進国との格差がこんなに拡大していくというところに平和を乱していく条件があるわけで、日本もこれは先進国であることは間違いない。工業生産力あるいは国民生活水準から見ても、この先進国の一員として、世界の平和の維持、それを乱していくであらう後進諸国の社会的停滞、貧困、これに対して応分の寄与をするということは、今日の日本の立場からして当然の責務であり、これもやりながら、中小企業に対しても力を入れていくということが必要と考えております。(拍手)

○国務大臣(藤山愛一郎君登壇、拍手)

成瀬さんの御質問は、大体、総理はじめ各大臣が御答弁になりましたので、特につけ加える必要はないかと思ひます。が、ただ、経済協力の問題につきまして、日本の代表が国連もしくはOECD等に参加して、そのうして国民所得の一分、あるいはソフト・ローン

の問題等について決議に参加いたしておりますので、したがって、できるだけ将来はその方向に近づけるように何らか進めてまいらなければならぬことは、日本が国際信用を得る上からいって当然のことだと思ひます。したがって、それが逆な数字が出てくるようでは相ならぬのでありまして、その意味におきまして、外務省、大蔵省、通産省等の御意見を伺いながら、何らかの形で、将来その方向に進むべきような、若干の案をつくつてみたいと、こういうふうな考えております。おそれらく新聞に出ました外務省の三カ年計画というのは、たまたまその事務的検討の過程にあつたものと、こう承知いたしております。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員 原田 立君
林 堀君
黒柳 明君
中沢伊登子君
中尾 辰義君
高山 恒雄君
和田 鶴一君
二宮 文造君
向井 長年君
沢田 一精君
野知 浩之君
小平 芳平君
伊藤 五郎君
吉江 勝保君
鈴木 一弘君

瓜生 清君
山高しげり君
片山 武夫君
市川 房枝君
浅井 亨君
森田 タマ君
田代富士男君
北條 惺八君
中上川アキ君
二木 謙吾君
宮崎 正義君
前田佳都男君
林田 正治君
渋谷 邦彦君
白井 勇君

二八二

松永 忠二君	小柳 勇
占部 秀男君	鈴木 壽君
光村 甚助君	大河原一次君
伊藤 顕道君	大矢 正君
亀田 得治君	加瀬 完君
大倉 精一君	近藤 信一君
成瀬 幡治君	小酒井義男君
木村禧八郎君	椿 繁夫君
横川 正市君	岡田 宗司君
藤原 道子君	加藤シヅエ君
松澤 兼人君	羽生 三七君
野溝 勝君	

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
通商産業大臣	三木 武夫君
郵政大臣	郡 祐一君
自治大臣	永山 忠則君
国務大臣	藤山愛一郎君

内閣法制局長官	高辻 正巳君
自治省財政局長	柴田 護君

〔第十三号参照〕

審査報告書

日本放送協会昭和三十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

、本件の内容

本件は放送法第四十条の規定により国会に提出されたものであつて、その概要は左の通りである。

資産及び負債並びに損益

1 資産

昭和三十九年三月三十一日における資産総額は六百五十三億六千六百八十万五千円である。

つて、これを昭和三十七年度末の資産総額四
百九十八億六千八百三十万四千円に比較する
と百五十四億九千八百五十万一千円の増加と
なっている。

2 負債

昭和三十九年三月三十一日における負債総
額は三百六億三千四百六十六万六千円であつて、
これを昭和三十七年度末の負債総額二百五十
一億二千百十九万八千円に比較すると五十五
億一千二百八十六万八千円の増加となつてい
る。

3 損益

昭和三十八年度の損益は

事業収入総額	六百一億二千三百七十二万六千円
事業支出総額	四百九十八億七千九百四万七千円
資本支出充当	八十二億五千二百九十万九千円
差引剰余は	十九億九千七百七十七万円となつて いる。

二、本件審査の結果
異議がない。
右の通り多数をもつて議決した。よつて報告す
る。

昭和四十一年二月二十二日

通信委員長 田中 一
参議院議長 重宗雄三殿

第十四号中正誤

ページ 行 誤
三七 一 二 見い
シ 三 一〇 採択
採決

正

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

發行所
東京青港區赤坂町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一（大）